

# 東南アジアの土地改革

——最近の文献に関する覚え書き——

さい とう かず お  
齋 藤 一 夫

## I

アジア諸国ないし広く後進国の土地改革を論じた文献は、一時ほどではないにせよ、最近にいたるもなお数多く発表されつつある。これらのなかで、特定の国の事情を論じたものは別として、広く東南アジアないしアジアもしくは後進国一般に共通する問題としての土地改革に論及した文献としてはとくにつぎのものが注目されてよい(注1)。

(1) Walter Froehlich (ed.), *Land Tenure, Industrialization and Social Stability: Experience and Prospects in Asia*, Marquette Asian Studies, Vol. II, Wisconsin, 1961.

(2) Chr. Hofmann, "Die Landreform in Entwicklungsländer: Ihre Bedeutung für die Gesamt-Wirtschaft im Kampf gegen den Hunger", *Berichte über Landwirtschaft*, Heft 3, 1961, pp. 533~64.

(3) Shigeto Kawano, "Socio-Economic Significance of Land Reform in Southeast Asian Countries", *The Developing Economies*, Preliminary Issue No. 1, March-August 1962, pp. 26~47.

このほか後進国の農業改革に対するアメリカの政策を論じた J. P. Gittinger の論文 ("United States Policy towards Agrarian Reform in Underdeveloped Nations", *Land Economics*, August 1961)

も東南アジアの土地改革に共通する特殊側面を取り上げたものとして注目される(注2)。

(注1) 国別の土地改革を扱った文献は非常に多いので、それらを列挙することは見合わせ、つぎの包括的な文献を挙げるにとどめる。

大和田啓気編、『アジアの土地改革』、アジア経済研究所調査研究報告双書第23集、昭和37年刊(インド、パキスタン、ビルマ、インドネシアおよびフィリピンを含む)。なお続編(イラン、セイロン、マラヤ、タイ、ベトナムおよび台湾)もちかく刊行の予定。

Otto Schiller, "Probleme der Agrarstruktur und Agrarreform in den asiatischen Ländern", *Berichte über Landwirtschaft*, Heft 3 (Teil 1: Burma, Thailand, Kambodscha, Südvietnam und Malaya), Heft 4 (Teil 2: Ceylon, Indonesien, Philippinen und Taiwan), 1961. なおシラーは同じ *Berichte über Landwirtschaft* 誌上にパキスタン(Produktionsförderungs-Genossenschaften in Pakistan", Heft 3, 1957)およびインド("Agrarverfassung und Agrarreform in Indien", Heft 2, 1959)の研究を発表している。

さらに参考のために後進国の土地改革に関する基本的な文献を挙げておこう。

U. N., *Land Reform: Defects in Agrarian Structure as Obstacles to Economic Development*, 1951.

U.N., *Progress in Land Reform*, 1954.

U. N., *Progress in Land Reform, 2nd Report*, 1956.

FAO, *Report on the Center on Land Problems in Asia and The Far East*, Bangkok, Thailand, 22 Nov.~11 Dec., 1954. FAO Reports No. 393, 1955. (農政調査会訳、『アジアの土地問題』、昭和31年刊)。

K. H. Parsons and others (eds.), *Land Tenure: Proceedings of the International Conference on Land*

*Tenure and Related Problems in World Agriculture Held at Madison, Wisconsin, 1951.*

(注2) ギッティンガーの論文はフィリピンおよび台湾に例を取りながら後進国の土地改革に対するアメリカの政策を論じたもので、これには滝川勉氏の紹介がある(農政調査委員会、『のびゆく農業』, 139号, 昭和37年, 「後進国の農業改革に対するアメリカの政策」)。

## II

第1の文献 *Land Tenure, Industrialization and Social Stability* はマーケット大学アジア研究シリーズの第2集(第1集は *American Trade with Asia and The Far East*, edited by Robert J. Barr)であって、1959年9月に同大学で開催されたシンポジウムに提出されたペーパーとコメントとを収録したものである。国別および地域別の報告——中国(Yuan-li Wu), 台湾(Tang and Hsieh), 日本(M. Kurihara), 朝鮮(D. B. Yook), 東北アジア(R. H. Kirby), フィリピン(H. L. Cook), ベトナム(R. W. Lindholm), タイ(P. T. Ellsworth), インド(R. Krishna), パキスタン(W. Bredo)——と、それらに対するコメントのほかに、3つの主題に関連する一般論を展開した報告(W. Froehlich, J. L. Back, B. F. Hoselitz), 欧米社会の発展と土地制度との関連を取り上げた報告(T. F. Marburg), および後進国の土地制度と社会的安定に関連するアメリカの対外政策を論じた報告(K. H. Parsons, D. N. Rowe)を含む。一口にいえば、精粗、観点、議論水準まちまちの報告の寄せ集めであって、とくに論評すべき全体をつらぬくすじは見当たらない。国別の特殊事情に関する議論を除いて、土地制度ないし土地改革に関する一般的議論を取り上げても同様である。のちに言及するように、ホズリッツ、クリシュナなど若干の報告者の見解の中に散

見するほかは、全体を通じてとくに新味に富んだ議論は展開されていない。

## III

第2のホフマンの論文「低開発諸国における土地改革」は、わずか32ページのものであるが、全体を土地改革の誘因、方策、効果の3章に分け、具体的事例を豊富に引用しながら土地改革の全分野にわたる展望を試みている。後進国の土地改革に関してこれまでの諸文献において論じられた問題はおおむね網羅されているとあってよい。全体として、なんらかの新しい主張を追加しようとしたものではなく、これまでの議論を総ざらえて、これをドイツ人らしく克明に整理したもので、この意味で、後進国における土地改革問題の多岐にわたる問題点を全体として概観するには非常に便利な論文である。

第1章の土地改革の誘因では、まず最初に改革前の農業制度にふれて、これを(1)農民的土地所有、(2)分割管理的大土地所有(不在・不耕作地主制)、(3)集中管理的大土地所有(プランテーションおよび中南米のラティフンディウム)および(4)共同体の土地所有の4つに区分する。他方、土地改革の誘因は経済的誘因と非経済的(社会・政治的)誘因とに分けられる。前者を細分すれば、(1)生産および雇用を増すことの必要、(2)小作農や農業労働者の所得を高めることの必要、(3)かくして新設工業のための国内市場を確保することの必要、の3つとなる。このほか非農業部門へ労働力と資本を供給するためにも土地改革を必要とすると主張されることが多いが、この点についてはホフマンはあまり積極的でない。非経済的誘因としては農民不満と共産主義の脅威が挙げられる。なお、これらの経済的、非経済的誘因を生ぜしめるそもその要因としてホ

フマンが人口成長を重視していることが注目される。ところで、さきに挙げた4つの農業制度のうち経済的誘因と非経済的誘因の双方に関係するのは(2)の分割管理的大土地所有と、(3)の集中管理的大土地所有のなかの粗放の大経営(中南米のラティフンディウムのような)のみである(註3)。他方集中管理的大土地所有のなかのプランテーション経営に対しては非経済的要因のみが働きかける。つまりこれは経済的観点に立つかぎり解体する必要はないのである。

第2章の土地改革の諸方策ではまず土地改革の定義が明確にされる。ホフマンによれば本来の意味の土地改革は農民と土地とのあいだの法律関係に関する問題で、具体的には土地所有権の再配分と小作立法による小作農の保護を意味する。しかし世上一般には土地改革の概念のもとにこのほかに種々雑多な農業改革、経営改善方策が包摂されているが、これらは共産主義の脅威に対抗して農民を経済的・政治的に強化しようとするアメリカ流の考え方に影響されてそうなったのであって、これらは本来の意味の土地改革ではないので、一括して土地改革に対する補完的方策とされる。

土地所有権の再配分に関する方策としては、土地獲得の面では、(1)インドのブーダン運動にみられるような土地寄進、(2)地主の自発的土地売却および(3)土地収用がある。土地収用に関しては(イ)地主保有の制限と(ロ)補償価格の決定(無償をも含めて)が問題となる。土地配分の面では(1)無償配分か有償配分か、(2)被配分者の選定と1戸当たり配分面積の決定、(3)有償配分の場合の配分価格と支払期間の決定等に関する方策が問題になる。補完的方策としてホフマンは、(1)大土地所有制再建の防止策(これはむしろ土地配分方策に含めらるべきであろう)および(2)耕地整理(交換分合)、信用および販売

・購買のための農業協同組合の育成、農外兼業機会の創出等を含む諸種の経営改革策を挙げる。

第3章では、土地改革の効果が、(1)農業生産・販売・雇用に対する効果と、(2)所得の配分および支出に対する効果とに分けて考察される。

まず土地改革の農業生産・販売・雇用に対する効果は土地改革の恩恵に浴する農民が伝統的・非合理的農民であるか近代的・合理的農民であるか(主観的契機)によって、第2にはこのような主観的あり方を越えた事物そのものの論理(客観的契機)によって左右される。定式化していえば、市場から遠隔の地に住む伝統的農民のあいだでは分益小作制が支配的で、農民は経営能力をもたず地主依存である。このような農民に対する土地改革の効果は悲観的で、生産はむしろ低下し、市場供給は減少し、雇用は増加しない。これに反して、市場に近い地域に住む近代的農民の間では定額小作制が支配的で、しかもかれらは自立精神と経営能力に富み、したがってこのような農民に対する土地改革の効果は生産・販売・雇用の増加となって現われる(たとえば日本の場合)。

客観的契機の面からみた土地改革の生産・販売・雇用に対する効果はこうである。まず土地改革、とくに大土地所有の解体の場合には土地利用、経営組織の変化および生産重点の推移を招来する。解体の対象がプランテーションのような集約的大経営の場合には生産が低下する可能性があり、反対に中南米のラティフンディウムのような粗放の大経営の場合には生産増加の可能性もある。土地改革の効果は国情に応じて異なるが、一般的には生産の重点が市場生産から自給生産に移行し、ために市場販売量、輸出量は減少する傾向を示す。また、生産がはたして増加するか否かは土地改革と並行して行なわれる補完的諸方策によって土

地、資本および労働の合理的投入が促進されるか否かにかかっている。

土地改革の雇用効果はラティフンディウムやインドのザミンダリ制度のような硬直的農業制度において、一般的には相対的過剰人口のもとにおいて、大きい。しかし絶対的過剰人口のもとにおいては雇用問題の解決に役立たない。

農業生産の増加が農家所得水準の向上をもたらすかどうかは人口増加率と単位面積当たり生産増加率との相対関係によって定まる。先進国において現在問題となっているような農業・非農業間の所得較差の是正のごときははるか将来の問題である。

土地改革の所得に対する効果としては、土地改革によってひき起こされる所得の流れの変化と、その消費、貯蓄、投資に及ぼす影響が問題である。農民の所得は一般に増加すると考えてよい。非農業者の所得は（地主は別として）土地改革関係の投資が波及するかぎりにおいて増加する。後進国においては非農業部門が小さく、その生産能力を急速に拡大することが不可能で、しかも乗数効果が大きいので、土地改革関係の投資はインフレ促進的に作用する。土地改革はまた国家の収入にも影響を及ぼす。所得の支出の面では、地主が土地の代わりにえた補償金をどう生産的に使用するか、および改革後の増加した農民所得がどう支出されるかが問題である。土地改革によって生産がむしろ減退する場合は別として、生産が維持され農民所得が高まった場合には農民の支出形態はつぎのように変わる。(1)生産物の自家消費が増加し、反面市場への販売量が減少する。(2)非農業生産物およびサービスへの支出が増加する。(3)肥料、種子、機械等の購入が増加する。(4)一部は貯蓄される（一国全体としての貯蓄は改革前より減少する可能性

をもつ）。

さて、ホフマンが結論において追加していることは、土地改革の成果は3つの前提に依存すること、および土地改革のみによっては経済発展問題は解決しないということの2点である。前者の3つの前提というのは、(1)社会の新秩序を完成し維持すること、(2)企業の才能をもった広い人口層を動員しうること、および(3)土地改革ならびに補完的方策を実施するに必要な資本の調達が可能なこと、である。つぎに、土地改革は非農業部門の発展が軌道に乗るまでの間の時をかせぎ、かつ資本、労働および購買力の提供を通じて非農業部門発展のための前提条件をつくりだす性質のものである。したがって土地改革はそれと並行して非農業部門の発展が促進されてはじめて全体としての経済発展に貢献することになる。

以上ホフマン論文の要点を紹介した。すでに言及したように、この論文はこれまでの多くの議論を総ざらえてその論点を整理したものであって、とくに目新しい主張を追加してはいない。整理の仕方には若干の疑問を残しているが、一応現在までの論点は網羅されているとみてよい。この論文の長所とも短所ともなりうる特徴は以下のように要約できるようである。

(1)土地改革の誘因、方策および効果を多面的に分析しているが、その統合の面が弱く、項目羅列的になっていること。

(2)土地改革のそもそもの誘因を人口成長と土地との関係に求めたこと。

(3)土地改革の概念を明確に定義し、本来の土地改革と補完的方策とを区別したこと。

(4)土地改革の社会的・政治的誘因の分析が弱く、その社会的・政治的效果にはまったく言及していないこと。

(注3) 共同体的土地所有が経済発展の阻害条件とならず、したがって土地改革への誘因をともなわない事情については前掲国連報告 (U. N., *Land Reform* 1951, pp. 27~36) に詳しい。

#### IV

第3の川野重任教授の論文「東南アジアにおける土地改革の社会・経済的意義」は、当研究所英文機関誌創刊号に発表された22ページの小さな論文である(註4)。

この論文で川野教授は、まず東南アジアの土地改革を20世紀において資本主義諸国を襲った土地改革の2つの波(第1次大戦後に東ヨーロッパを襲った第1波、ならびに第2次大戦後にアジア、中東およびヨーロッパの一部を襲った第2波)の一部として、それを歴史的展望のなかにとらえ、3つの問題を提起する。すなわち(1)経済発展との関連において土地改革を提唱する際の理論的根拠いかん、(2)土地改革を成功裡に実施するための諸条件いかん、および(3)土地改革の効果はいかに評価すべきか、である。これらの問題に答えるために教授は、資本主義の枠内で行なわれた土地改革の実例として台湾と南ベトナムの経験を取り上げて具体的に吟味する。しかもこの場合、さきの3つの問題に対して直接的に解答を与えることを避けて、土地改革の原動力(motive power)としての社会・経済的諸条件と土地改革の経済的意義とを明らかにすることによって間接的に解答を提供しようとする。なお土地改革の定義については直接の言及はないが、教授の場合には非常に狭義に解しておられるようである。すなわち土地所有権の再配分による自作農創設を概念の中心に置いて、これに小作農保護政策を加味したもので、さきに挙げたホフマンの本来の意味の土地改革におおむね相当する

が、自作農創設が強調されているだけより狭いニュアンスをもつように解釈される。

まず土地改革の原動力であるが、教授によればそれは戦争その他の国民的災難によって惹起されなんらかの形または程度の政治権力の変化を伴うような社会不安である。「土地改革は戦争によって惹起された社会不安のなかで、もしくはそのほかの国民的災難を契機として実施される社会の民主化政策であって、たんに経済政策として実施されることはほとんどないようである。……土地改革は軍事冒険の失敗によって生じた食糧不足や所得低下のような極度に困難な状況において実施される。……[このような状況においては]社会の平和と秩序は所得の不均等を是正する国民所得の再配分を通じてのみ維持することができる。国民所得の再配分は必然的に土地所有権の再配分および……それに基づく地代収入の再配分という形をとる。」

ところで、土地改革の原動力が戦争その他の災難によって惹起された大きな社会不安であるという点では、第1次大戦後の東ヨーロッパの場合も第2次大戦後の東南アジアの場合も本質的に変わらない。「ただ後者の場合には広範な民族解放運動の一環として実施され、……したがってそのほかのさまざまな政治的・社会的改革と組み合わされていることがその特徴となっている」。土地改革の原動力が社会不安であるという命題の系として、社会不安が深刻であればあるほど(東南アジアでは植民支配者と人民との懸隔が大きければ大きいほど)、また社会変化が急テンポであればあるほど土地改革は急進的にかつ大規模になるといえる。したがって戦争直後の経済混乱時代に行なわれた土地改革はこの意味で非常にきびしかったが、経済状態が安定化するにつれて土地改革の内容は穏建

になった。この関係を教授は台湾および南ベトナムの土地改革の経過をたどって実証しておられる。

つぎに土地改革の経済的意義については教授は短期的観点に限定して論及しておられるが、それを筆者なりに要約するとつぎのとおりである。

(1)土地の再配分は財産所得としての地代収入の均等化をもたらす。これは他の条件にして等しいかぎり農民の所得水準を引き上げる。

(2)所得水準の向上によって農民の食糧消費は増加し、販売のための余剰は減少し、食糧価格は騰貴する。

(3)所得水準向上の結果農民の消費水準は一般に上昇し、社会全体としての貯蓄は減少する。

(4)消費財とくに食糧の価格騰貴の結果、生産資源は農業から非農業へ流出するのではなく、かえって非農業から農業に流入する。

(5)かくして貯蓄は減少し、しかも生産資源が非農業から農業に流入する結果、短期的にみれば土地改革は工業発展に逆行する効果をもつ。

(6)農民の増加せる所得の一部は農業内に投下され、また小作農に対する土地担保金融の道が開かれる結果、農業部門の生産性は高まる。

(7)小作権の確立という形をとる土地改革も所有権の再配分の場合とほぼ同じ効果をもつ。しかし小作料の統制はしばしば土地の流動性をさまたげて発展を阻害する。

かくして土地改革の社会・経済的意義についての川野教授の結論は、その政治的意義を別とすれば、土地改革は農業における経済問題の終わりを意味せず、問題はむしろ土地改革が完成したのちに始まる、ということである。

以上川野教授の論文の要点を紹介した。この論文の特徴は、一口にいえば、さきのホフマンの論

文が問題網羅的であったのとは対照的に、問題を限定して論じ、しかも斬新な見解を提出していることである。問題の限定はまず第1に、対象の範囲を資本主義の枠内における土地改革(より具体的にはアメリカ資本主義の直接的影響下にある台湾と南ベトナムの問題)に限定したことである。第2には、主題を土地改革の原動力とその経済的效果(しかも短期的効果)に限定したことである。第3には、土地改革の意味を狭義に設定したこと、すなわち土地所有権の再配分による自作農創設とそれに関連する小作農保護政策を含ませ、いわゆる補完的諸方策は無視したことである。つぎに斬新な見解というのは、まず第1に土地改革の政治的意味をとくに強調し、世にいわれるその経済的諸効果に対しては懐疑的なことである。第2には土地改革が少なくとも短期的には工業化政策に逆行する性格をもつことの指摘である。最後に、この論文が問題を限定しながらもなお第1次大戦後の東ヨーロッパの土地改革との比較を通じて歴史的視角を導入したことも斬新な点の1つであろう。

このように川野教授の論文は、斬新な見解に富み、問題示唆的で非常に高く評価しなければならないが、それにもかかわらずわれわれはなお若干の疑問を提出せざるをえない。それは以下の4点である。

まず第1点は、土地改革のケース・スタディとしてとくに台湾と南ベトナムの場合を取り上げておられるが、この際何ゆえに日本を省略されたかということである。東南アジア諸国のなかからとくに台湾と南ベトナムを取り上げられた理由についてはとくに明言しておられないが、われわれは、教授がアメリカの直接的影響下に実施された土地改革を問題にしておられるためと解釈せざるをえない。この意味の土地改革では日本のそれがもつ

とも先輩格であり、しかも資本主義の枠内での改革としてはもっとも成功した例であるから、研究のうちに当然含まるべきではなかったかと考えられる(もちろんこの場合には題名を東南アジアの土地改革からアジアの土地改革に改めらるべきかもしれないが)。

第2点は観察の期間をあまりにも短期に限定しすぎはしなかったかということである。土地改革は工業化を促進するよりはむしろ阻害する傾向をもつという教授の斬新な見解はもちろん一面の真理を指摘したもので、土地改革がそのまま工業化に直結するかのように考える俗論に対する頂門の一針としては非常に貴重であるが、これは教授も認めておられるように、観点を短期にとられたために生じた結論である。われわれはもう少し観点を長期にとって土地改革と工業化とのもちつもたれつを関係を分析する必要があるのではないかと考える。また短期の観点に立つとしても、少なくとも土地改革のもたらす農民所得水準の上昇は新設の国内工業に対する市場を提供し、その面から工業化に貢献するはずであるが、何ゆえか教授はこの点を無視しておられる。さらに、つぎにふれるように、土地改革の意味を狭義に取られていわゆる補完的方策を無視されたこともこの結論を導きだすにあずかって力あったと考えられる。

さらにまた、教授のこの結論の背景には日本の農地改革直後の「再農業化」現象があるのではないかと考えられるが、もしそうだとすると日本経済のその後の発展と農地改革の関係はどう解釈すべきであろうか。

第3点は、この論文が第1次大戦後の東ヨーロッパの土地改革との比較という歴史的視角を導入しながら、第2次大戦後の土地改革に随伴している補完的農業改善方策をなぜ無視されたかという

ことである。かつての東ヨーロッパの土地改革は土地再配分政策に終始したために農業発展にも経済発展にも貢献しなかった。今次の東南アジアの土地改革ももちろん前の場合と同様社会不安を原動力とするものであるが、農業改善のための諸方策をともなっていることがその重要な特徴の1つである(極端な例では、補完的方策をもって本来の土地改革にすり替えることすら行なわれている)。川野教授は、すでに引用したように、東南アジアの土地改革は広範な民族解放運動の一環として実施されているため、さまざまな政治的・社会的改革と組み合わせられていることがその特徴だといっておられるが、この際何ゆえか土地改革に随伴するいわゆる補完的方策を無視された。筆者の考えでは、アメリカおよび国連その他国際機関の強力な働きかけのもとに本来の土地改革方策とあわせてかかる補完的方策を同時に遂行していることが今次の土地改革のもっとも重要な特徴である。教授はこの点をみのがされたが、これはすでに言及したように第2の疑問点とも関係する。すなわち「土地改革は工業化に逆行する」という教授の判断は補完的方策を無視することによって補強されているのである。

第4点は、この論文で明らかにされた土地改革の社会的意義がほとんど政治的意義と同義であった、後進社会への衝撃としての土地改革の意義が無視されていることである。東南アジアのような後進地域においては、旧来の伝統的社会から近代的社会への脱皮に際して土地改革の衝撃がいかほど効果的であるかの評価はとくに重要ではないかと思う。

(注4) 教授はほぼ同じ趣旨の論文を以前に発表しておられる。「土地改革の社会経済的意義——東南アジア諸国の場合——」, 東洋文化研究所紀要第10冊, 昭

和31年、527～62ページ。

## V

第2次大戦後の後進諸国の土地改革を論じた文献の数ははなはだ膨大であるが、これらの文献のいくつかを通読した際にわれわれが共通に感ずる不満は、煎じつめれば、(1)たいていの文献が広い歴史的展望を欠くこと、および(2)土地改革の概念がはなはだ多義的で不明確なこと、に由来するのではないかと思う。土地改革の概念そのものが不明確なのは、1つには土地改革の歴史的展望が欠けている、いいかえれば今次の土地改革の時代的意義の把握が不じゅうぶんなため、とも考えられる。このようにこの2つの欠陥は相互にからみ合っているが、いずれにせよこのような共通の欠陥があるために、土地改革の誘因分析は不じゅうぶんとなり、土地改革の目的や方策の把握が不的確となり、改革効果の評価や測定がはなはだまちまちとなっているのではないかと考えられる。そこで、土地改革関係文献に共通な上記の欠陥ないし不満をここに紹介した3つの文献がどれだけ満たしているかを、若干の私見を追加しながら、もう1度ふり返って吟味してみようと思う。

### 〔土地改革の歴史的展望〕

土地改革という大きな歴史的現象に対する広い展望は、つぎに引用する東畑博士の文章のなかに簡潔に表現されている(注5)。

農地改革、土地解放、農民解放、land reform; enclosure; Bodenreform; Bauernbefreiung; affranchissement du sol等々、いろいろのことばでいいあらわされている一連の諸政策は、およそフランス大革命の時に始まって以来、近代の諸国家において実施せられた大きな事業であった。もとよりそれぞれの国々、それぞれの時

代が当面している事態の差異に応じて、現実の形態としてはそれぞれ色彩の濃淡、角度の広狭、内容の軽重が見られるけれども、ともかく必ず1度は実行せられたところであった。それらは近代をば旧代からへだてる1つの基標のごときものであり、アンシャン・レジームへの送葬の辞のごときものとなすことができるであろう。

それらが結局いかなる意味をもっているかはきわめて広範な問題であるだけに、容易に答え得ない。しかし……事態を検討してゆくとはほぼ2つの局面がまっさきに浮かびでてくるように思われる。

1つは近代を旧代から解放するという意味における農民や農業の自由(freedom from……)の局面である。封建的束縛や制約から解きはなたれるという一面である。……他の1つはたんにこれにとどまらないで、……もっと積極的に経済行動として何をなすにいたるかの自由(liberty to……)の局面である。同じく自由といってもこの2つは異なるものであるが、しかしいかなる農地解放にも農民解放にもこの両面が認められる。……

しかし実際の結果は、此の2つの局面が必ずしも並列して浮かびいでて其の実績をつくったとはいえないようである。……かくしてその〔改革の成果に影響を与える諸要因の〕総結果として近世の世界の諸国の農業の歴史が……2つの類型に分かたれうるように思える。すなわち土地、農民の解放あるにもかかわらず農業に顕著なる発展の刺激が起こらなかったような類型、農民、土地の解放があって農業の発展の生まれる類型がこれである。……

以上、東畑博士が展望されたのは主として西ヨーロッパ先進諸国における土地改革である。また

特定の書物の序文として執筆された関係から、土地改革の効果には、農村民主主義と農業発展に対する効果にかぎって言及しておられる。しかしわれわれはこの文章から、土地改革がそもそもフランス革命に端を発すること、およびそれが農民解放という社会的・政治的側面と農業ないし経済の発展への貢献という経済的側面とをもつこと、したがって土地改革の誘因、目的および効果の分析や評価もこの2側面に即してなさねばならぬことを知りうる。

土地改革の歴史を資本主義の枠内にかぎってみても、今日までに3つの大きな波があったようである。第1波はいうまでもなく東畑博士が言及されたフランス革命にはじまる西ヨーロッパの土地改革である。第2波は川野教授の挙げられた第1次大戦後の東ヨーロッパの土地改革<sup>(注6)</sup>で、これはソ連の社会主義的土地改革という双生児兄弟をもった。第3波はいうまでもなく第2次大戦後に後進世界のほとんど全体をおおったもので、これも第2波と同様に中国、東ヨーロッパその他における社会主義的土地改革という双生児兄弟をもった。このほか1910年の革命によって開始されたメキシコの土地改革のような突発的なものもあるが、これはさほど重要ではない<sup>(注7)</sup>。

そこで、今次の東南アジアの土地改革は、それを前2波の改革と比較検討し、また社会主義圏における改革との関連に目をやって、はじめてその特色と時代的意義が明らかとなり、かつその誘因や目的の分析、効果の評価が可能となる性質のものと考えなければならない。それにもかかわらず、さきに紹介した3つの文献のうち、ホフマンの論文はまったくこのような歴史的展望を試みていないし、川野教授の論文は第2波の東ヨーロッパの土地改革にまではさかのぼっているが、それ

以上には及んでいない。マーケット大学の論文集では Theodore F. Marburg が西ヨーロッパ社会の土地制度について論じているが、アメリカの制度の説明に重点が置かれていて視角が異なっている<sup>(注8)</sup>。

#### 〔土地改革の概念〕

さきに言及したように土地改革の概念ははなはだ多義的でとらえどころがなく、文献によってその定義がひどくまちまちである。たとえば国連報告は土地改革のための諸方策を11項目にわたってかかげており、そのなかには土地所有権の再配分、小作条件の統制、農業労働者の保護、農村工業、農業協同組合、農機具サービスの設置、農業信用の供与など雑多な農業改善方策が含まれている<sup>(注9)</sup>。FAOの Thomas F. Caroll は土地の再配分、小作権の強化、土地統合、入植、土地国有化と農業集団化を含むもっと狭い定義を与えた<sup>(注10)</sup>。学者の定義の例としては、K. H. Parsons の定義<sup>(注11)</sup>、R. Schickele の定義<sup>(注12)</sup> 他があるが省略する。いずれにしても、土地改革の概念ははなはだ多義的で、学者によって定義がまちまちなのである。これが土地改革の誘因、目的、方策および効果に関する論議を紛糾させかつ不じゅうぶんにしていることはいうまでもない。

さて、ホフマンは土地改革の雑多な諸方策を整理して、土地所有権の再配分と小作農保護のみを本来の意味の土地改革概念に含ましめ、その他の諸方策は改革補完的方策として一括した。しかしかれは後者の補完的方策をも完全には切り捨てていない。明確な言明はないが、狭義の土地改革は土地所有権の再配分と小作農保護を含み、広義の土地改革は補完的方策を含むものとしてののちの議論を展開している。川野教授の土地改革概念はさらに簡明直截で、補完的方策はほとんど完全に切

り捨てておられように解釈される。マーケット大学の論文集のなかではデリー大学の Raj Krishna が土地改革概念にふれている(註13)。かれは一般に挙げられている土地改革諸方策を、(1)解放的 (liberative)、(2)配分的 (distributive)、(3)組織的 (organizational) および(4)発展的 (developmental) の4カテゴリーに区分し、前3者をもって土地改革の概念に含ましめ、(4)の発展的方策は切り捨てるのがよいとする。解放的方策というのは抑圧的な地主制から農民を解放するための一連の方策(小作条件の統制、農業労働者保護その他)である。配分方策には土地所有権の再配分、土地統合その他が含まれる。組織的方策とは農業を大規模商業農場、家族農場、集団農場および国営農場に組織するための諸方策である。最後に、土地改革概念から排除さるべき発展的方策というのは生産および販売を改善するための一般的方策で、たとえば普及事業、信用事業、灌漑および土壌保全の便益、価格対策、貯蔵対策等である。

土地改革の意味するところがあまりにも多岐にわたるため、これをなんとか整理しなければならない、というのは現在諸学者に共通の意見となっているといつてよい。しかし具体的にどう整理し、どう限定するかとなるとはなはだ困難である。純粹に論理的にいえば、概念内容はそれを狭くすればするほど明確になり扱いやすくなる。たとえば土地の再配分をとまなわれないたんなる小作農保護政策は土地改革とはいえないし、土地再配分や小作農保護を伴わない一般的農業改善方策を土地改革とよぶのは無意味だから、土地再配分こそ土地改革そのものであると定義することも可能であろう。しかし土地改革の概念をこのように狭く定義してしまうと、かんじんの土地改革の歴史的意義を見失うおそれがある。繰返し言及したように、

今次の土地改革の最大の特徴は、本来的意味の土地改革にさまざまな関連方策が組み合わされていることだからである。そこで、われわれはホフマンの前例にならって土地改革関係の諸方策を、本来の土地改革に属するもの(土地所有権の再配分と小作農保護)とそのほかの方策(補完的方策)に2分することが望ましいと考える。そのうえで前者を狭義の土地改革、後者を含めたものを広義の土地改革として、この2つを使い分けることが望ましい。本来的意味の土地改革に対していかなる一連の補完的方策を組み合わせるかは、もちろん具体的国情と歴史的時期が決定するところである。われわれの解釈した川野教授の概念は狭すぎる。またクリシュナの概念は示唆的ではあるが広狭2義の使い分けがきかない。

#### 〔東南アジアの土地改革の特殊性〕

今次の東南アジアの土地改革の社会的・経済的意義は広い歴史的展望のなかでとらえる必要があると思う。いい換えれば、これまでの西ヨーロッパや東ヨーロッパの土地改革、社会主義圏における土地改革、あるいは非東南アジア後進地域における土地改革との比較検討を通じて、東南アジアの土地改革における誘因、目的および方策の特殊性をとらえ、この特殊性に即して改革の効果を評価する必要がある。この場合土地改革の概念そのものもじゅうぶんに適切でなければならないことはいうまでもない。

すでに言及したように、土地改革の誘因には経済的と非経済的(社会・政治的)の2つのカテゴリーがある。とくに東南アジアの場合にはこれらのいわば国内的誘因に加えて、アメリカおよび国連の働きかけという特殊誘因(これ自体経済的・非経済的誘因の合成)の関係することが見のがせない。これらの諸誘因とくに国内的誘因が具体的に何であ

るかはまさにこれから研究すべき課題であるが、この場合、そもそもの遠因から改革実施の契機となった近因にいたるまでの諸要因をたんに列挙するだけでは不じゅうぶんであろう。たいせつなことは、これらの諸要因が組み合わされて作用するにいたるメカニズムの分析である。いずれにしても、土地改革の目的と方策は基本的にはこれらの誘因の働きによって決定される。さて、さきに紹介した文献で、ホフマンは遠因として人口成長を挙げ、近因としては土地改革を必要とする経済的・非経済的理由を列挙しているだけではなほ物足りない。川野教授はこれとは対照的に、土地改革の motive power として戦争や国民的災難によって惹起された社会不安をとくに強調しておられるが、その反面その背後にある経済的・非経済的諸誘因は影が薄くなっている。これらの諸誘因のなかでは、なかんずくアメリカおよび国際機関の働きかけについては、台湾や南ベトナムの特殊事情としてではなく、一般論としてもいまま少し重視されてしかるべきではなかったかと考えられる。

つぎに、土地改革の目的はそれの誘因からおのずと導き出されるものであるが、一般的には政治的・社会的安定の達成と経済発展への寄与であろう。このどちらを重くみるべきかは抽象的にはいえないが、どちらかといえば前者に重みのかかるのが普通であろう。しかし川野教授のようにそれを強調するあまり、後者の目的を必要以上に軽視することは問題である。このほか第2次大戦後の土地改革の場合には後進社会の近代化という目的がかかげられている（これは経済発展目的の系ともいえる）。また東南アジアの土地改革の場合には共産勢力との対抗という特殊目的がとくに重きをなしている（これは安定目的の系といえる）。

土地改革のために採用される諸方策は上記の目

的に合致したものでなければならない。ここでは具体的方策の個々に言及することは避けるが、今次の東南アジアの土地改革においては、改革方策の選択に際してつぎに挙げるような3つの共通傾向のみられることを指摘しておこう。第1は、土地所有権の再配分と小作農保護という本来的土地改革方策と並行して数多くの補完的農業改善方策が採用されていることである。これは第1次大戦後の東ヨーロッパの土地改革の場合と違って、今次の土地改革においては経済発展目的が一般にかなり重視されているためであるが、同時にこの方向に向かってアメリカや国際機関が強力な圧力をかけているためでもある。第2は、東南アジアの土地改革は資本主義の枠内での改革として、しかもアメリカの強い圧力や影響のもとに実施されている関係から、土地改革方策の選択に当たって自作農創設ないし育成主義に貫かれていることである。自作農こそ民主主義のバックボーンであるとするジェファーソン以来の伝統的アメリカ思想<sup>(註14)</sup>を無視しては、日本の土地改革はもちろん、東南アジアのそれも理解しえないであろう。第3は、同じく資本主義の枠内での改革として、社会主義圏内のそれとは違って一般に穏健な方策が採用され、なかんずく地主に対する補償その他の顧慮が払われていることである。

#### 〔土地改革の効果と限界〕

土地改革の効果はその目的と照合して評価しなければならない。すでに言及したように土地改革の目的としては一般に政治的・社会的安定(政治的目的)と経済発展への寄与(経済的目的)とが挙げられる。東南アジアのような後進地域における土地改革の場合にはこのほかに後進社会の近代化という目的(社会的目的)を考慮しなければならないであろう(さきに挙げた共産勢力との対抗という目的は

政治的目的に含めてよいと考える)。これらの目的に照合して東南アジアの土地改革がどれほどの効果をもったか、ないしもつであろうかはもちろん抽象的にはいえない。

さて、さきに紹介した3つの文献のなかで、ホフマンの論文はもっぱら経済的効果(経済的目的に対する効果)のみを論じ、そのほかの効果は無視している。川野教授の論文はとくに政治的効果を強調して経済的効果は軽視している。この両論文を通じて社会的効果(土地改革の後進社会近代化への寄与)は完全に無視されている。マーケット大学の論文集は全体としては経済的効果に議論の重点がおかれているが、寄稿者の数が多いだけに政治的効果や社会的効果に言及した例も散見する。しかしとくにまとまった議論はみられない。

ところで、これらの諸学者の議論を通じて、土地改革の効果、なかんずく経済的効果の限界が共通にかなり強く意識されていることが注目される。これは土地改革の初期にはあまりみられなかった現象ではないかと思う。繰り返して述べたように、川野教授は土地改革の経済的効果に関しては最初から懐疑的である。ホフマンはかなり積極的であるが、それでも、土地改革は非農業部門の発展が軌道に乗るまでの間の時をかせぎ、かつ非農業部門発展のための前提条件をつくり出すもので、したがって土地改革と並行して非農業部門の発展が促進されてはじめて全体としての経済は発展する、と考えている。マーケット大学の論文集のなかではホズリッツがもっともはっきり悲観論を述べている(注15)。かれによれば、土地改革と工業化は一般に経済発展をささえる2大支柱であると主張されているが、この主張は日本のように工業化が相当に進んだ国に妥当するもので、東南アジアの国々には妥当しない。ここでは土地改革は

社会不安を解決するために実施されているだけで、それ自体経済発展への刺激とはならない。したがって経済発展のための戦略要因は工業化でなければならず、経済的に有効な土地改革はこれらの国々の工業化が今後相当に進捗してからはじめて可能になる。同じ論文集のなかでラージ・クリシュナはホズリッツよりはやや表現は柔かであるがこういつている。「若干の土地改革は経済発展のために不可欠であるが、多くの土地改革を成功させるためには経済発展が不可欠である。……経済発展がある程度のはずみをもつにいたるまで改革の一部は有効たらしめえない。……」(注16)

(注5) A・W・グリスウォード著、篠原泰三・朝倉孝吉訳、『農村と民主主義』(農業総合研究所訳叢書第4号、昭和27年刊)に対する東畑精一博士の序文。原著名はA. Whitney Griswold, *Farming and Democracy*, New York, 1948.

(注6) 東ヨーロッパの土地改革や農業事情についてはダヴィット・ミトラニおよびドリーン・ウォーリナーの研究がある。David Mitrany, *Marx against Peasant: A Study in Social Dogmatism*, London, 1951(的場・齋藤・深沢訳『マルクスと農民』, 昭和31年刊), Doreen Warriner, *Economics of Peasant Farming*, London, 1939(近藤義賢訳『ドイツ新経済圏の農業問題』昭和18年刊), Doreen Warriner, *Revolution in Eastern Europe*, London, 1950. また訳村康『東欧諸国の土地制度および土地改革』昭和6年刊, および農政調査会『農地改革頌末概要』昭和26年刊, 参考篇(世界各国における土地改革)を参照せよ。

(注7) メキシコの土地改革や農業事情についてはU. N., *Land Reform*, 1951, pp. 59~63, および伊東諒『メキシコ農業の概観』(農政調査委員会『のびゆく農業』131号, 昭和37年)をみよ。後者は1960年8月メキシコで開催された第11回農業経済学者国際会議(International Conference of Agricultural Economists)に提出されたJ. P. Navarrete *et. al.*, *Outlook for the Agricultural Economy of Mexico*, 1961の紹介である。

(注8) Theodore F. Marburg, "Land Tenure

Institutions and the Development of Western Society”, in: *Land Tenure, Industrialization and Social Stability*, edited by W. F. Froehlich, Wisconsin, 1961.

(注9) U. N., *Progress in Land Reform*, 1954, p. 49.

(注10) 農政調査会訳『アジアの土地問題』1～9ページ。

(注11) K. H. Parsons *et al.*, (eds.), *Land Tenure*, 1956, pp. 18～20.

(注12) R. Schickele, “Theories Concerning Land Tenure”, *Journal of Farm Economics*, XXXIV, 1952, pp. 736～44.

(注13) Raj Krishna, “Some Aspects of Land Reform and Economic Development in India”, *Land Tenure, Industrialization and Social Stability*, pp. 214～7.

(注14) アメリカ民主主義と農本思想を知るには前掲グリスウォード著、篠原・朝倉訳『農村と民主主義』が良書である。

(注15) Bert F. Hoselitz, “Land Reform, Industrialization and Economic Development in Asia”, *Land Tenure, Industrialization and Social Stability*, pp. 104～113.

(注16) Raj Krishna, *op. cit.*, p. 113.

## VI

最後に東南アジアの土地改革に対する筆者なり  
の見解をつぎのように要約しておきたい。

(1) 東南アジアの土地改革は、その遠因を数えればきりががないが、直接的には、第2次大戦後の社会不安、これと関連する共産勢力の脅威ならびにアメリカおよび国連その他国際機関の働きかけを契機として登場した。

(2) しかし第1次大戦後の東ヨーロッパの土地改革とは違って、たんに土地所有権の再配分による社会不安の解消を目的とするものではなく、経済発展への寄与および後進社会の近代化という経済的・社会的目的をもあわせて追求しようとするも

のである。

(3) このように目的が多面的であるため、改革のために採用される諸方策もはなはだ雑多であるが、これらは土地改革本来の方策と補完の方策とに二分することができる。また資本主義の枠内での改革として一般に穏健な方策の採用される傾向がみられる。

(4) 土地改革の効果、なかんずくその経済発展への効果は戦後の改革初期の段階には一般に強く期待されたが、改革がある程度進行するにつれてかかる期待は薄らいできた。とりわけ経済発展への寄与は本来の土地改革よりもむしろ補完の方策に依存すること、ならびに工業化が相当に進んでいなければ土地改革の効果を期待しえないことが明白に認識されるようになった。

(5) 土地改革は一般に社会不安が大きかった戦争直後の時期に徹底的な形でしかも急テンポに進められたが、社会が安定化に向かうにつれて改革の内容は穏健となり、実施の速度も落ち、また改革補完の方策をもって本来の土地改革にすりかえる形すらみられるようになった。

以上を総合してわれわれは、1つの歴史的現象としての東南アジアの土地改革は、かつての東ヨーロッパの土地改革がそうであったと同様に、まさに終わろうとしていると結論してよいように思う。こう結論することの理由は2つである。第1は、川野教授のいわれる土地改革の motive power なるものが東南アジアではすでに失われつつあることである（現在の国際関係が重大な破局にひんしないかぎりこう判断してさしつかえないであろう）。第2は、土地所有権の再配分という土地改革の核心的方策を伴わない一連の農業改善方策はもはや土地改革とはよびえないということである（東南アジアの農業政策はこの方向に向かいつつある）。

もちろん土地改革はこれまでその課題をじゅうぶんに果たしてはいない。社会不安の解消は別として、とりわけ経済発展への寄与という課題に関してはおおかた期待倒れに終わったとみてよい。したがって東南アジア諸国は今後もながくこの課題と取り組まなければならないであろうが、この際のアプローチの仕方はこれまでのような「土地改革」ではなくて、もっと幅広くかつ柔軟な内容をもった「農業改革」とよぶべきものであろう(欧米の文献でも最近では land reform より agrarian reform という表題の方が好んで用いられるようになった。もちろん agrarian reform の内容が何であるかは問題である)。この意味で、東南アジアの農業政策は現在まがり角に立っているとみてよいであろう。

なお今後の農業改革の場合にも一国の工業化がある程度進行していないかぎり改革効果を期待しえないことは、土地改革の場合と同様またはそれ以上であろう。農業と工業の間の悪循環は今後もながく尾を引きそうである。

かくして、卑俗な表現を用いれば、東南アジアの土地改革という「バスはすでに出了」のである。これに間に合った国と乗りおくれた国の差は今後時がたつにつれてかなりはつきりしてくるのではないかと思う。日本や台湾はバスの中で上等な座席を占めたはずである。東南アジアの土地改革について、全体としての歴史的評価を試みるべき時期は熟しつつあるようである。

(アジア経済研究所調査研究部第3調査室長)

#### ア ジ ア 経 済 第 4 巻 第 3 号 目 次 (3 月 15 日)

研 究	古典派の貿易理論は妥当しないか.....	渡 辺 太 郎
調 査	インドネシアにおける賃金構造.....	嶺 学
	戦後のオーストラリア経済の発展の特徴.....	森 田 一
資 料	東南アジア諸国における鉄鋼生産設備の現況.....	戸 田 弘 元
時 事 解 説	わが国の経済協力政策の新方向(宮智宗七), 軍政・民政をめぐる韓国の政情(村 常男); 再検討を迫られるアメリカの南ベトナム援助政策(梶谷善久), オン・ジー氏の失脚とビルマ軍事政権(北島 霞), シリア, イラクのクーデター(北村文夫), ベネズエラの政治情勢(亀山 旭)	
人 物 紹 介	モロッコ国王 ムーレイ・ハッサン2世(熊田 亨), 国府国防部総政治部主任 蔣経国(近藤俊清)	
書 評	J・ティンバーゲン, H・C・ボス共著『経済成長の数学モデル』(地主重美), A・ケアンクロス著『経済発展の諸要因』(松永嘉夫), L・H・ヤンセン著『自由貿易, 保護および関税同盟』(柴田裕), I・クルック, D・クルック共著『中国の一村落十里店における革命』(池上貞一), D・N・バナジー著『インド憲法の若干の問題点』(落合淳隆), H・A・R・ギブ著『イスラム文明の研究』(加賀谷 寛)	
研究機関紹介	ガジャ・マダ大学.....	鈴 木 長 年
現 地 報 告	インドU. P. 州Udharanpur村を訪ねて.....	杉 谷 滋
	後進国に対する日本の協力のあり方.....	桑 原 季 隆